

揭示期間 7.1-7.10

新潟市公告第 333 号

令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業業者選定手続きの開始について

次の通りプロポーザル方式による提案書の提出を招請します。

令和 8 年 7 月 1 日

新潟市長 中原 八一

1 プロポーザル実施業務

(1) 業務名

令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業

(2) 契約期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

2 提案を求める業務の内容

新潟市財産経営推進計画（公共施設等総合管理計画）に基づく公共施設最適化を進めるにあたり必要となる方針の作成及び、現在進めている公共施設最適化に係る検討支援

3 提案受付と審査等の日程

7 月 1 日 実施要綱等をホームページに掲載、参加申請受付開始

7 月 6 日 質問提出期限

7 月 7 日 参加申請受付期限

7 月 16 日 提案書受付期限

8 月 3 日～8 月 12 日 選定委員会の開催（期間中の指定する日で開催）

8 月 13 日 選定結果の通知（予定）

4 提案者に求められる資格要件

提案者は以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 「地方自治法施行令」第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する参加させることができない者、又は参加させないことができる者、に該当しないこと。

(2) 本市の「競争入札参加資格者名簿（業務委託）」（以下「名簿」という。）

- に登録されている者であること。
- (3) 「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
 - (4) 「民事再生法」(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て、及び「会社更生法」(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。
 - (5) 「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」での別表 2 の 9 (暴力的不法行為)の適用に該当しない者であること。
 - (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業として、本件に参加することができないものとする。
 - ア. 共同企業体は 3 社以内で構成されていること。
 - イ. 構成企業のすべてが (1)、(3)、(4)、(5) の要件を満たしていること。
 - ウ. 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - エ. 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
- ※本件では参加要件として、企業体の資本関係について制限を設けない。企業活動が独立していれば、資本提携する企業がそれぞれ提案者となること、又は共同企業体を結成することを妨げない。

5 問い合わせ先

〒951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 - 1

新潟市財務部財産活用課 財産経営推進室

電話：025-226-2387(直通) FAX：025-228-3010

e-mail：zaisan@city.niigata.lg.jp